

<b>基本方針</b>	<b>2 地方分権改革の時代に見合った行政運営</b>
<b>重点項目</b>	<b>(4) 意欲と能力のある人材の育成とサービスの質的向上</b>
<b>取組項目</b>	<b>(4)-1 キャリアデザイン研修等の新たな研修プログラムの開発、実施</b>
<b>実施内容</b>	・中堅職員（課長補佐級）のレベルアップ研修等、効果的な研修プログラムを新たに開発し、研修計画に位置づけて実施する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	実施内容に基づいた取り組みは着実に進捗しており、達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>継続</b>	職員の資質向上に向けての取り組みは終わることがないため、職場内外において必要な知識やスキルが向上する機会を充実していく必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(4)-2 人事交流、実務研修等の派遣研修の拡充</b>
<b>実施内容</b>	・人事交流により他自治体との連携強化や職員の資質向上を図る。 ・県等への派遣研修を実施する。 ・民間企業への派遣研修等を含め、研修のあり方を検討する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	これまでに、国・県・他の地方自治体・教育機関・民間団体等へ派遣研修を拡充して実施しており、職員個人のスキルアップはもとより、団体間の交流についても成果を上げてきていることから、達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	定員適正化計画等の着実な実施により、限りある職員で質の高い行政運営を進める必要がある。第3次行革大綱実施計画においては、「拡充」の方向性での取り組みは完了とするが、今後も時代の変化に対応するため、人事交流や研修派遣等の弾力的な実施を検討する必要がある。
<b>取組項目</b>	<b>(4)-3 職員が主体的に業務改善に取り組む「職場イチャイゼン運動」の全庁的な推進</b>
<b>実施内容</b>	・職員が主体的に業務改善に取り組む「職場イチャイゼン運動」の実施率を高め、取り組み内容の向上を図る。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	「職場イチャイゼン運動」としては、実施率100%となった。改善に関する取り組みは継続的なことであるものの、第2次行革大綱の計画期間の取組みとしては、全庁的な取組みに至ったことを踏まえて、達成と評する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
<b>完了</b>	第3次行革大綱実施計画では、「職場イチャイゼン運動」自体は完了とするが、「質の高い行政サービス・行政運営の確立」という重点項目の目的達成ために行う各種の取組みにおいて、行政改革推進リーダーを中心として改善意識を高めていくこととする。
<b>取組項目</b>	<b>(4)-4 職員のメンタルヘルス対策の充実</b>
<b>実施内容</b>	・健康管理医をや保健師による相談職場環境の変化によるストレスを軽減し、職員の心の健康を保つメンタルヘルス対策を充実する。
計画期間の達成状況と総括	
<b>達成</b>	職員のメンタルヘルス対策は、予防対策（相談窓口）、事後対策（コア会議）、管理職等のスキルアップ対策（職員研修）と、各段階において充実されてきていることから、達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	

継続	段階に応じたメンタルヘルスサポートへの取組みを継続しながら、働き方改革の視点も含め、タイムマネジメント能力の向上等、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みについても推進する必要がある。
取組項目	<b>(4)-5 職場研修（OJT）等の充実による職員の応対能力の向上</b>
実施内容	・エルダー制度の活用など、職場での日常的な教育訓練を実施し、人材育成を行う。 ※エルダー制度 先輩職員（エルダー）が新規職員に対し、個別に幅広い指導を行い、又は相談相手となるなど、将来市政を担う人材育成を行うとともに、エルダー自身も自己研鑽を行う制度のこと。
計画期間の達成状況と総括	
達成	役割達成度評価や職務行動評価等を通じて、又は日常的な業務を通じて OJT 取組みを実施していることに加え、新人職員を対象とした取り組みである「エルダー制度」が着実に進められており、エルダーと新規採用職員がともに行う研修会も開催されている。継続的な取組みによってエルダー制度は定着しており、第2次行政改革大綱計画期間における取組みとしては、達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	職員の対応能力に加え、課題解決能力を高めるために、引き続き効果的な取組みを検討していく必要がある。
取組項目	<b>(4)-6 手続きの簡素化や総合化などの窓口サービスの向上</b>
実施内容	・市民の利便性を向上するため、窓口での説明方法や手続き方法を点検し改善する。 ・各種申請や届出等の簡素化を図る。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	総合行政システムへの移行により、手続きの簡素化や総合化へ向けた一定の素地を整えてきたことや、行政点検外部評価の指摘事項を踏まえ、窓口サービス向上のためのアンケートを取り入れてきた。これらのことから、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	手続きの簡素化や総合化に加え、AI や RPA などの技術革新の動向について研究・検討し、また、マイナンバー制度にも注視した検討が必要である。
取組項目	<b>(4)-7 インターネットの活用などによるサービスの利便性の向上</b>
実施内容	・インターネットを活用した手続きの実施など、費用対効果を検討のうえ、各種申請や届出等の電子化を推進する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	スマートフォン用の公式アプリを開発し提供することによって、より多くの市民等が市の提供する情報に触れる機会が増え、市ホームページに掲載している既存の様式へもアクセスする手段が増えている。しかしながら、申請書のダウンロード等に止まっている現状から、一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	インターネット上で公共施設の空き状況の閲覧や、手続等が可能とするなど市民の利便性をより向上させるような取り組みについて検討していく必要がある。
重点項目	<b>(5) 質の高い行政運営の確立</b>
取組項目	<b>(5)-1 施策点検の実施による総合計画の進捗管理の実施</b>
実施内容	・市総合計画の施策の進捗状況を管理し、公表する。
計画期間の達成状況と総括	
達成	施策点検については、第2次総合計画前期実施計画の策定に併せ、H29年度から施策の集合体である「基本方針」を対象とする等の抜本的な見直しを行い実施してきた。これに

	より、総合計画の進捗管理とともに、施策と事務事業の関連性、また、施策相互の関連により市が目指す姿に対して現在どのような状況にあるか、また、今後はどのように展開していくか等を論理的にまとめることにつながった。施策点検については、今後も引き続き改善しながら実施する必要があるが、これまでの改善状況を踏まえて、達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	引き続き現在の施策点検を実施しながら、第2次総合計画後期基本計画策定に併せて成果検証が可能な成果指標の設定を行うなどの検討が必要である。
取組項目	<b>(5)-2 事務事業点検による事業の改善、廃止等の見直しの実施</b>
実施内容	・事務事業点検により事業の改善、廃止等の見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	事務事業点検については、第2次総合計画に基づく施策点検の見直しとともに、決算審査と事務事業点検の一体化という見直しを行った。具体的には、決算審査様式に実績・成果、課題を踏まえた担当課の評価結果を記載するとともに、a～d判定を加え、特にc又はd判定となった事務事業については、縮小や廃止という方向性を持たせた。しかしながら、このような判定によって廃止になった事業はわずかであり、現時点の評価としては一部達成とする。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	重点項目である「質の高い行政サービス・行政運営の確立」及び「歳出の削減」の取組みの中で、事務事業の終期の明確化や予算編成へ活かすための具体的な取組みを検討していく必要がある。
取組項目	<b>(5)-3 評価が計画と予算に連動するPDCAサイクルの確立</b>
実施内容	・行政点検による評価結果が総合計画実施計画と予算に連動するようにサイクルを確立する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	「施策点検」及び「事務事業点検」の改善も含め、行政点検外部評価制度を取り入れたことで、外部評価委員が指摘した事務事業等の改善点について、所管部署が対応策を示し、可能なものは翌年度予算に反映させるというサイクルができた。事務事業の全てが計画→実行→評価→改善行動という形で反映しているとは言えないものの、連動の仕組みを構築したことを踏まえて一部達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	これまでの改善による成果と課題をもとに、第2次総合計画後期基本計画の策定と併せより効果的な検証が可能な「施策点検」「事務事業点検」の仕組みづくりを検討する必要がある。
取組項目	<b>(5)-4 枠配分方式等による新たな予算編成手法の検討</b>
実施内容	・他自治体の事例を参考に、新たな予算編成手法を検討する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	枠配分については、経常経費の予算編成に止まっている。また、建設事業の起債枠については市債発行額の抑制と連動しているため下記括弧書きのとおり。 （公債費負担適正化計画に基づき、新規の市債発行額を抑制に取り組んだ結果、平成25年度に起債許可団体を脱した。このため、以降は公債費負担適正化計画の策定を要しなくなったが、引き続き可能な限り市債の新規発行の抑制に努め、財政指標である実質公債費比率も減少（H29：12.7%）、市債残高も目標値以内となっている。） これらのことを総合的に判断し、第2次行政改革大綱計画期間の取組みとしては一部達成と評価する。

取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	引き続き枠配分予算方式等の検討を行うとともに、市債と基金のバランスに留意し、市債発行の上限設定についても検討が必要である。
重点項目	(6) 組織の活力と信頼性の向上
取組項目	(6)-1 職員定数や地域振興の取組みを見据えた本庁と振興事務所の業務分担の見直し
実施内容	・業務量や行政課題等を検討し、本庁と振興事務所の業務分担を見直す。
計画期間の達成状況と総括	
未達成	振興事務所については、各地域に地域振興の拠点として引き続き設置していくことを前提に、行革リーダーにおける本庁と振興事務所、南北エリアの役割分担についての検討を実施した。しかし、内部での検討に止まっていることから、未達成と評価する。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	限られた職員数で質の高い行政運営を進めるためには、業務分担の見直しに先立って事務事業のあり方や整理統合も並行して考えなければならない。現在の検討の素地として「将来的な地域振興のあり方」にもつながる、「小さな拠点とネットワーク」の考え方をまとめている。また、公共施設の適正配置や学校の適正規模・適正化においても、地域のあり方や住まい方が重要課題と認識されてきたことから、本庁・振興事務所・出先機関の事務事業とともに、職員を含めた配置の見直し、また、定型業務の自動化などについて検討する必要がある。
取組項目	(6)-2 市長部局と教育委員会部局の業務分担の見直し、及び連携の強化
実施内容	・教育委員会所属の6地域の地域教育課を廃止し、事務の一部を各振興事務所の職員に補助執行させる。 ・公民館活動と自治会活動等の連携による地域づくり活動を推進する。
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	教育委員会部局との業務分担の見直しについては、H25年度から地域教育課を廃止し、教育委員会事務局業務の一部を振興事務所の職員に補助執行させる等、一定の進捗をみた。また、見直しにより地域における社会教育業務等が衰退しないよう、各地域公民館を中心として1~3名の公民館専任主事を配置し、地域活動の推進を実施した。しかし、これ以降は具体的な体制の検討及び大幅な業務分担の見直しは実施しておらず、第2次行革大綱計画期間の総括としては、一部達成の評価とする。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	本庁・振興事務所・出先機関の事務事業見直しとともに、職員を含めた配置の見直し、また、定型業務の自動化などについて検討する必要がある。
取組項目	(6)-3 国の制度の動向等を踏まえた現地機関の見直し
実施内容	・国の制度の動向等を踏まえ、現地機関等の見直しを行う。
計画期間の達成状況と総括	
未達成	H26年度に建設部を郡上総合庁舎に移設し、縣市連携による事務効率化と連携強化は実施したものの、本取組み事項の中心的課題である幼稚園や保育園、介護報酬等を財源とする公設の事業所等については具体的な見直しに至っていない。このため、第2次行革大綱期間の評価としては、未達成とする。
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	現地機関の見直しは、事務事業を含めた職員配置の見直しに加え、「創る改革」における民間委託・民営化の視点、公共施設の適正配置に合わせた検討が必要である。
取組項目	(6)-4 行政内部のチェック体制の機能強化

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等を未然に防止するため、チェック体制を点検し、機能の強化を図る。</li> <li>・職員の規範意識を高めるための研修を行う。</li> <li>・法令の改正情報等を速やかに把握し、担当部署に提供する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>情報セキュリティについては、研修や監査など人的な強化策を講じるとともに、静脈認証やファイル無害化システムの導入など、物理的にも強化を行ってきた。一方、これ以外の取組みについては、各部各課において日常的に留意しながら行っているものの、体系的な仕組みとしては確立されていない。このため、第2次行革大綱計画期間における評価としては、一部達成の評価とする。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	<p>地方自治法改正に伴い、都道府県及び政令市で「内部統制基本方針」の制定が義務付けられたことを踏まえ、その他の市への将来的な適用も見据えながら、内部統制基本方針制定へ向けた検討を進めていく必要がある。</p>
取組項目	<b>(6)-5 個人情報保護の徹底とセキュリティ対策の推進</b>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性の高いサービスを展開していくため、情報セキュリティポリシーの見直しと運用管理を行う。</li> <li>・職員へのセキュリティ研修、内部監査を実施する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
達成	<p>個人情報保護と情報セキュリティについては、研修や監査など人的な強化策を講じるとともに、静脈認証やファイル無害化システムの導入など、物理的にも強化を行ってきた。この間の実績と、甚大な個人情報漏えいやセキュリティインシデントの発生もないことから、達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	<p>これまでの取組みを継続するとともに、特定個人情報（マイナンバー）の適正な取り扱いと保護に対する取組みについても強化が必要である。</p>
取組項目	<b>(6)-6 政策形成や意思決定の過程への市民参画の推進</b>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成、及び審査会などへの意思決定の過程への市民の参画を推進する。</li> </ul>
計画期間の達成状況と総括	
一部達成	<p>政策形成や意思決定の過程における市民参画としては、審議会等への公募委員の参画、パブリックコメントを通じた参画が主である。但し、公募の有無に関わらず、市の審議会等は一般的に市民で構成されていること、また、会議によっては公募になじまないものもあるため、公募委員の有無や数をもって一概に評価することは困難である。一方、公開されている計画案に対して広く意見を求めるパブリックコメントについては、比較的容易に参画が可能である。パブリックコメントの割合を見ると、市が提示した計画の3割弱に対して何らかの意見が提出されている。これらのことから、必ずしも市民参画の状況が活発とは言えないものの、一定の実績と成果は見られると判断し、第2次行革大綱期間としては、一部達成と評価する。</p>
取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ	
継続	<p>市民の市政参画にあたっては、行財政運営を含め市民の皆さんに市政への関心を持っていただく必要がある。このため、第3次行革大綱実施計画においては、多様な人材の市政参画の推進の中で、早い段階から市政参画の雰囲気醸成することを目的に、若者や中高生の参画を促すことを中心とした取組みを進めていく。</p>